

2020年度（令和2年度）

科学研究費助成事業 制度等説明会

2020年9月29日（火）～10月2日（金）
オンライン説明会（Google Classroom）

次 第

【第1部】（※必須項目）

研究費の不正使用、研究活動における不正行為の防止について

【第2部】（※任意項目）

- 科学研究費助成事業（科研費）について
- 令和3年度公募について
- 令和3年度科研費への応募について
- 科研費電子申請システムの操作方法について

第1部（※必須項目）

研究費の不正使用、研究活動における不正行為の防止について

※以下、スライドは文部科学省「科研費の最近の動向及び令和3(2021)年度公募等の説明資料」および「文部科学省「平成30年度科学研究費助成事業公募要領等説明会」（平成29年9月開催）」資料より抜粋

研究費の不正使用、研究活動における 不正行為の防止について

【主な説明内容】

1. 科学研究費助成事業(科研費)の適正な管理等について
2. 研究費の不正使用、研究活動における不正行為とは
(不正発生時の研究機関等への影響、不正の定義)
3. 研究費の不正使用の防止に関する取組
(不正使用等の防止に関する取組、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の概要 等)
4. 研究活動における不正行為の防止に関する取組
(不正行為の防止に関する取組、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の概要 等)
5. 科学研究費助成事業実地検査の結果について
6. 研究倫理教育プログラムについて
7. 研究費の不正使用、研究活動における不正行為に関する相談窓口

1. 科学研究費助成事業(科研費) の適正な管理等について

研究機関による「科研費」の管理～機関管理～

研究費は採択された研究課題の研究代表者に対して交付されますが、研究の実施に専念してもらうため、**研究機関が責任をもって管理**することとしています。

- 研究者使用ルール(補助条件(交付条件))
 - ・ 研究機関に各研究機関が行うべき事務等に従って補助金(助成金)の管理を行わせる

- 機関使用ルール(各研究機関が行うべき事務等)
 - ・ **研究者に代わり、補助金(助成金)(直接経費)を管理する**。本規程に定めのない事項については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」等を踏まえ、**各機関が定める規程等に従って適切に行う**



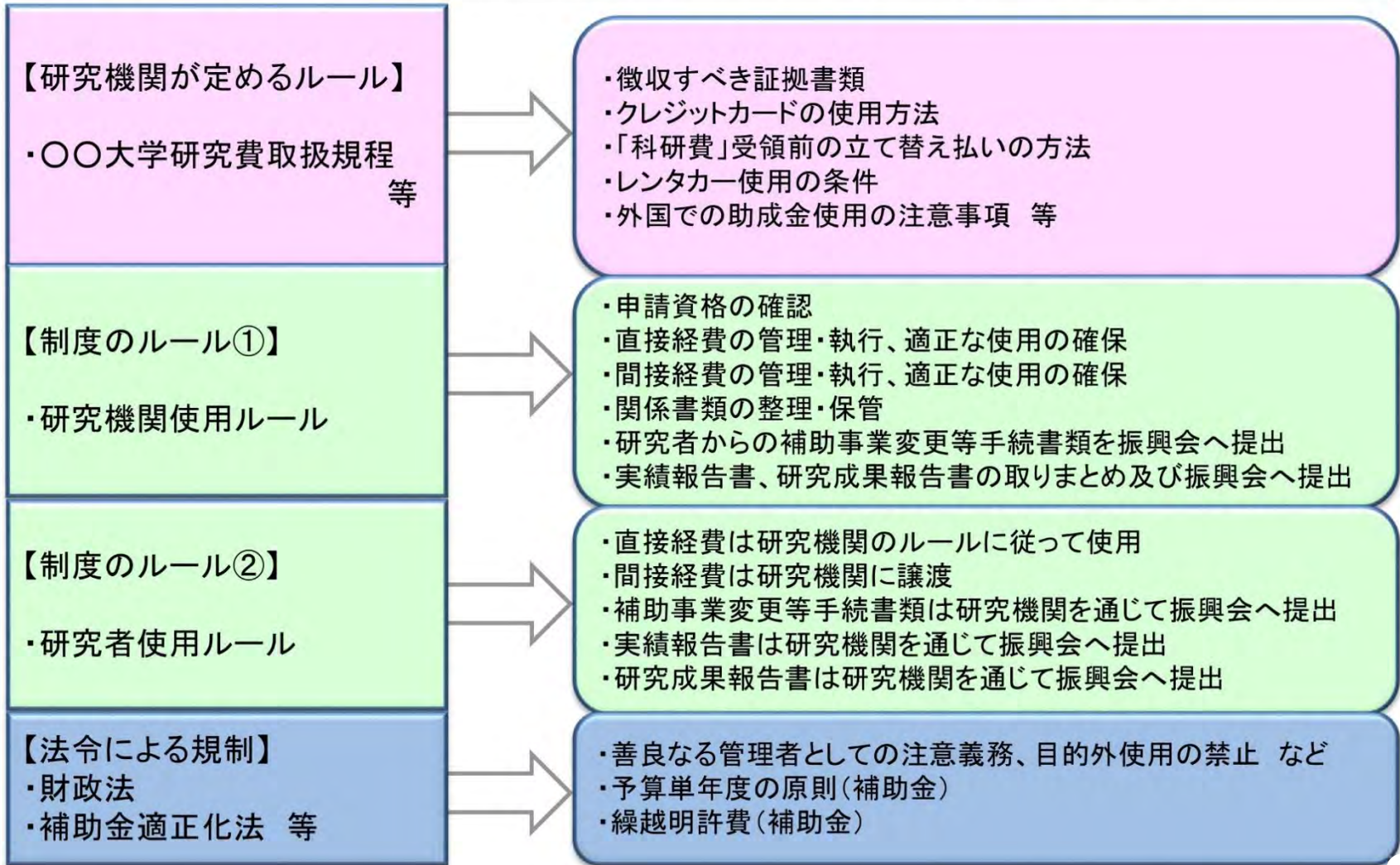
研究機関が自ら定める科研費に関するルールが、直接経費の使い勝手に大きく影響している。

平成29年3月24日付けで、文部科学省高等教育局、研究振興局の連携により、研究費の管理・使用に係る「大学等における過度の“ローカルルール”の改善」に向けた事務連絡を发出。

文科省HP掲載箇所 http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/_icsFiles/afieldfile/2017/04/19/1222251_02.pdf

使用ルールの階層構造

科研費の使用ルールの階層構造は以下のとおりです。法令による規制があり、その上に、科研費制度のルールがあり、更にその上に各研究機関が定めるルールがあります。



2. 研究費の不正使用、研究活動における不正行為とは

- 不正は組織全体の信用の失墜へ繋がり、あらゆる面で重大な影響を与えます。
- 不正を事前に防止するための体制整備が必要です。

あなたの研究機関で不正が発生した場合...

- ・不正調査のために多大なコストが発生します
- ・組織全体の信用が失墜します
- ・不正が認定された場合、研究費の返還や、体制整備状況の調査対象とされるなど、様々なペナルティが科せられます

科研費を活用して学術研究を進める研究者の責務

○科研費を活用して学術研究を進める研究者は、次のような点に大きな責務を負っています。

- ◆学術的な切磋琢磨の中で、自らの学術研究の社会的・文化的価値を高めること。
- ◆限られた国民の税金で措置されている科研費を適正に活用すること。
- ◆高い研究者倫理に基づいて自律的に学術研究を進めること。



不正な受給や使用、研究遂行上の不正行為は、学術研究全体の信頼を損ねることにつながりかねません。公的研究費を使用している者として、研究者倫理の自覚の下に研究活動に従事することが重要です。

不正が認定された場合、研究者に対して、

- ・機関内での人事処分、刑事告訴・民事訴訟、個人の氏名を含んだ調査結果の公表、
- ・配分機関からの研究費の一部または全部の返還、申請及び参加資格の制限、公表等の措置がされることがあります。

研究費の不正使用、研究活動における不正行為とは

	研究費の不正使用	研究活動における不正行為
定義	<ul style="list-style-type: none"> 故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用 競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用 	<ul style="list-style-type: none"> 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用等
主な例	<p>【預け金】 業者に架空取引を指示するなどして、虚偽の請求書等を作成させることにより、所属機関から研究費を支出させ、そのお金を業者に管理させるもの</p> <p>【プール金(カラ出張、カラ謝金)】 出張申請や出勤簿の改ざん等により旅費や謝金等を不正に請求するなどして、そのお金を研究室や個人等が管理するもの</p> <p>【書類の書換え(差換え、品替え、品転)】 業者に虚偽の請求書等を作成させることにより、所属機関から研究費を支出させ、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させるもの</p>	<p>【捏造】 存在しないデータ、研究結果等を作成するもの</p> <p>【改ざん】 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工するもの</p> <p>【盗用】 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用するもの</p> <p>※各研究分野の特性や、研究機関の規程においては、二重投稿や不適切なオーサーシップ等も不正行為として定義される場合がある</p>
文科省等が定めるガイドライン	<p>「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」 (平成19年2月 文部科学大臣決定(平成26年2月改正))</p>	<p>「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 (平成26年8月 文部科学大臣決定)</p>

3. 研究費の不正使用の防止に関する取組

不正使用等の防止に関する取組（1）

ガイドライン策定の経緯

- 平成18年12月：「研究費の不正対策検討会」（科学技術・学術政策局長決定）において、「研究費の不正対策検討会報告書」を取りまとめ
- 平成18年8月：総合科学技術会議において、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」を策定
- 平成19年2月：文部科学省において、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を大臣決定、通知。

不正使用等を引き起こす要因

1. 研究者の意識の問題

- 自ら獲得した研究費＝自分のお金であるという誤った認識
- 研究遂行の為に不正もやむを得ず
- 公金であるという基本認識の欠如

2. 研究機関の組織の問題

- 機関内の責任体系
 - 機関内ルール
 - 不正防止推進部署の設置
 - 発注・検収のチェックシステム
 - 内部監査・モニタリング
- 等が不十分

3. 競争的資金等の制度・運用に関する問題

- 研究費の柔軟かつ効率的な執行が必要
 - ・単年度会計主義
 - ・繰越、費目間流用制限
 - ・制度間で異なるルール

不正使用等の防止に向けた取組

不正者に対する罰則の強化等

- 不正者に対する罰則の強化等
 - ・応募資格停止の措置（最大5年間）【科研費,H15】
 - ・機関管理の義務づけ【科研費,H16】
 - ・文部科学省の応募資格停止の一斉適用【文科省,H16】
 - ・府省共通の応募資格停止の一斉適用【関係府省,H17】
 - ・府省共通の応募資格制限期間の厳罰化【関係府省,H24】
 - ・研究者氏名を含む不正事案の公表【文科省,H26】

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の策定（H19.2）【文科省】

※H26年2月に改正

- ガイドラインに基づく研究機関の体制整備状況の確認
 - ・機関に対し、体制整備の実施状況報告書の提出を要請
 - ・分析結果報告書の作成・公表
 - ・現地調査の実施（H24：14機関、H23：61機関、H22：65機関）
- 研究機関の事務担当者に対する研修会を毎年開催
- 履行状況調査（H27：53機関、H26：54機関、H25：36機関、H24：18機関）
- 機動調査（H27：1機関）
- フォローアップ調査（H27：2機関）
- 特別調査

競争的資金の制度改革に向けた取組

- 平成23年度科学・技術施策重要アクション・プラン【CSTP+関係府省】
 - ・繰越手続きの簡略化・弾力化
 - ・費目の統一化
 - ・費目間流用制限の緩和
- 科学研究費助成事業の一部基金化【科研費、H23～】、調整金の導入【科研費、H25～】
 - ・単年度会計の制約を無くし、複数年度にわたり柔軟な執行が可能な基金化を実現
 - ・研究費の前倒し使用や次年度使用を可能にする「調整金」を導入

不正使用等の防止に関する取組（２）

【不正使用事案にみる日頃の業務におけるリスク】平成29年8月10日 メール連絡

○組織としてガイドラインの求める体制整備はできていたが、一部の部署において、**運用面の不手際が遠因となり、不正使用につながった事案**の紹介。

- ・出張予定等について、研究室での情報共有不足があった。
- ・書類の事前提出のルールを守らない当該教員に対して、事務から再三注意喚起はしていたものの長期間容認していた。
- ・旅費担当と勤務管理担当の間など、事務の担当部署間での情報共有不足があった。

→日頃の業務において、運用面の不手際を見つけた際は、関係者で情報を共有し、その不手際にどのようなリスクがあるのかを確認した上で、是正するなど不正使用の防止を要請。

現状の運用体制の確認が必要

【国立大学法人及び大学共同利用機関法人における研究費の管理・使用について】平成29年3月24日 事務連絡

- 各機関における**研究者等の負担軽減及び事務の効率化を図るため、事務処理に関する基準を提示。**
- 研究者等と事務局の円滑なコミュニケーションを要請。**
(窓口の設置、アンケートの実施など、研究者等が意見・要望等を出しやすい環境の整備)
- 不正を行った研究者等には**厳しいペナルティが課せられることの周知を要請。**

■研究機関向けコンテンツ■

以下のコンテンツを文部科学省ホームページに掲載しております。各大学におかれては、これらのコンテンツも活用しながら、大学の性格や規模、コストやリソース等を考慮して、実効性のある取組が実施されることを期待します。

- ・【研究機関における不正使用事案について】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364866.htm
- ・【公的研究費に係る不正事例】(研究機関におけるコンプライアンス教育用) http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1368865.htm
- ・【「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に係るコンプライアンス教育用コンテンツ】
http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1350200.htm
- ・【履行状況調査における主な取組事例(抜粋)】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1355852.htm
- ・【文部科学省に対する不正使用事案に係る指摘事項について】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364875.htm

※文部科学省HP右上の検索欄にて
〔 〕内のタイトルを入力・検索すると
簡単にアクセス可能です。

各大学におかれては、研究費不正の防止に向けて、万全の体制の構築と、全教職員への周知徹底をお願いします

不正使用等の防止に関する取組（3）

＜科研費における不正使用防止のための主な取組＞

科学研究費助成事業(科研費)の不正使用等の防止及び適正な執行を図るための取組・通知等

(1)科研費の管理体制の整備

①. 機関管理の義務化(平成16年度～)

- 研究機関による科研費の管理について、雇用契約・就業規則・個別契約等で規定
- 研究機関による研究者・事務職員を対象とした研修会、説明会の開催
- 研究機関における交付件数に対する一定割合(概ね10%)以上の内部監査の実施

②. 「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の状況報告書」の提出を応募要件化

(平成20年度分の公募から ※平成24年度以降は「体制整備等の自己評価チェックリスト」)

(2)文部科学省及び日本学術振興会による経費管理体制等に関するチェック機能の強化等

①. 不正使用防止に向けた新たな対策を取りまとめた通知の発出(平成18年11月28日)

- 不正行為を防止するための研究機関の自主的な経費管理・監査体制の整備を義務化
- 科研費の経理管理責任者の登録を義務化
- 全ての採択者に対し、「不正行為を行わない」旨の誓約を確認
- 文部科学省及び日本学術振興会による実施調査の実施
- 研究機関に対するペナルティー(間接経費の減額査定等)の導入 等

不正使用等の防止に関する取組（４）

- ②. 「研究機関における管理・監査のガイドライン(実施基準)」の改正に基づく、研究機関における体制整備の不備や、不正事案の調査報告の遅延による間接経費の削減を導入(平成26年度～)

〈参考〉機関使用ルール(平成26年度)

【間接経費の削減】

4-10 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づいて、文部科学省又は日本学術振興会から、間接経費措置額の一定割合削減が通知された場合には、文部科学省又は日本学術振興会の指示に従うこと。

- ③. 研究機関としての不正使用に係る補助金の返還義務を機関使用ルールに規定(平成26年度～)

〈参考〉機関使用ルール(平成26年度)

【不正使用等に伴う補助金の返還等】

4-9 補助金の不正使用又は不正受給があった場合には、当該補助金を返還するとともに、日本学術振興会の指示に従って、間接経費を返還すること。また、不正使用又は不正受給の再発を防止するための措置を適切に講じること。

(3)不正使用等を行った者へのペナルティーの導入

- ①. 応募資格を一定期間停止する措置の導入(平成15年度導入、平成24年度改正)
- ②. 不正使用等が認定された研究者について、氏名を含む不正の概要を原則公表(平成26年度公募分～)

(4)不正使用防止のためのルールの周知

- ①. ハンドブック(研究者用、研究機関用)の作成、配布及び文部科学省及び日本学術振興会HPへの掲載
- ②. 説明会の開催
- ③. 科研費電子申請システムによる交付申請時等に、適正な研究費の使用等に関するチェックリストの確認を義務付け(平成26年度～)

研究機関における公的研究費の管理・監査の ガイドライン(実施基準)の概要①

不正を事前に防止するための取組

- すべての構成員(研究者及び事務職員)の意識の浸透を図るため、**コンプライアンス教育の受講義務化と受講管理(誓約書の徴取を含む)の徹底**
- 研究者個人への抑止と機関の社会に対する透明性を高めるため、不正事案の**氏名を含む調査結果の公表の徹底**
- 不正を抑止するための環境の整備を促進するため、
 - ・ 不正使用に関する緊急・臨時の案件に対する**国の機動調査の実施**
 - ・ **特殊な役務(プログラム開発等)に関する検収の実施と具体的方法等を提示**
 - ・ 不正リスクに対する抜き打ちなどを含めた**重点的なリスクアプローチ監査の実施**
 - ・ 取引業者に対する**誓約書の徴取**、過去の不正取引の自己申告に対する減免措置等も含めた**癒着防止のための対策の周知徹底**

研究機関における公的研究費の管理・監査の ガイドライン(実施基準)の概要②

組織の管理責任の明確化

- 内部統制の強化を図るため、コンプライアンス教育の受講管理、競争的資金等の管理・執行のモニタリング・改善指導の役割を担う「**コンプライアンス推進責任者**」を設置
- 責任者の管理監督責任・役割等の明確化のため、
 - **懲戒規程を含む内部規程へのこれらの位置付け・整備を促進**
 - **処分の手続き等を含む、諸規程の積極的な情報発信を要請**
- 迅速な全容解明のため、
 - **不正調査の期限(原則210日以内)設定**
 - **調査報告遅延による研究者個人への研究費執行停止等及び機関への当該競争的資金に係る間接経費の削減措置(日数に応じ、最大10%)の導入**
- 機関の管理責任の下、体制整備を促進するため、
 - **①管理条件の付与*/管理条件の履行が認められない場合、②競争的資金制度の間接経費の削減(段階に応じ、最大15%)、③配分停止等の段階的な措置導入**

※管理条件・・・機関に対する体制整備の改善事項及びその履行期限を示した資金交付継続の条件

研究機関における公的研究費の管理・監査の ガイドライン(実施基準)の概要③

現行基準の具体化・明確化

- 発注・検収、出張、非常勤雇用管理等、内部監査の具体的方法等について、それぞれ明示 など
- 近年の研究不正に見られるリスク・対策等を明示
(例)第三者チェックをすり抜ける取引業者による持ち帰りや反復使用 など

国による監視と支援

- 国の機関に対する監視・情報発信機能を高めるため、
 - ・ 機関への調査・モニタリング機能の多様化・強化(機動調査の導入等)
 - ・ 機関の実効性ある取組事例も含めた、調査結果の公表等による情報発信の強化・組織改革への支援
- 機関の内部調査等の透明性を高めるため、第三者的な視点の導入(告発窓口の第三者機関等への設置、第三者を含む調査委員会の設置等)を要請
- 機関の不正防止対策を支援するため、調査報告書ひな形、内部規程に盛り込むべき具体的事項、自己点検チェックシート等を提示

確実な納品検査の実施と業者の理解・協力等の重要性

- ・ 不正使用の主な形態である「預け金」は、適切な納品の検査体制が機能していないために行われる傾向。
- ・ 特定の業者と研究者が癒着しやすい環境が是正されていないことも要因。



- 不正使用を防止するにあたり、業者への適正取引に関するルールの周知や業者の評価を行うことは重要。
- 「預け金」の存在は、業者保有の売り上げ関連伝票と機関が保管する証拠書類との突合により発見できるため、必要に応じ、業者の協力を得てこれらの書類を徴し、物品の納品実態について確認することは有効。
:研究者、業者双方に対する牽制効果
- 「預け金」が行われる主な動機は、次年度以降の研究費の確保や、年度内に補助金を使い切らなければならないという思いこみである場合が多いため、研究者に対する最新のルールの周知が必要。
:ルールの理解不足による不要な不正使用の回避効果
- 納品の検査体制を整備し確実に納品検査を行うことで、不正使用が行われにくい状況となり、不正が発生するリスクが軽減し、研究者・事務局双方にとって不要なトラブルの回避が可能。

e-RadのログインID・パスワードの取扱いについて

- 他者のe-RadのログインID・パスワードを用いて研究費を不正申請・受給する事案が発生しています。
- e-RadのログインID・パスワードの管理や、これらの管理から派生する責任はシステム利用者が負うものとされています。



ログインID・パスワードは、決して他者に漏洩することがないよう、e-Radのシステム利用規約に則り厳格な管理をお願いします。

【参考】府省共通研究開発管理システム（e-Rad）利用規約（抜粋）

第4条4 本システムを利用する際に必要となるID・パスワードの管理並びにこれらの管理から派生する責任はシステム利用者が負うものとする。

○交付しない期間の扱いについて

【不正使用、不正受給】

不正使用及び不正受給に係る交付制限の対象	不正使用の程度		交付しない期間
I. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	1. 個人の利益を得るための私的流用		10年
II. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	2. 「1. 個人の利益を得るための私的流用」以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
III. 偽りその他不正な手段により補助金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5年
IV. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

なお、以下に該当する者に対しては、「嚴重注意」の扱いを講ずる。

1. 上記IIのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合の研究者
2. 上記IVのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者

(出典：独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業(科学研究費補助金)取扱要領第5条第1項第1号及び第3号に定める科学研究費補助金を交付しない期間の扱いについて)

不正使用の具体事例①

【架空請求（カラ出張、カラ給与）】

不正の手法

教員は、架空の出張旅費を支払う目的で、旅費請求書に学生の氏名を自らが署名し、大学から学生に旅費を支給させたうえで、学生から出張旅費相当額の現金を還流させた。（カラ出張及び還流行為）

教員自身の名義で旅費請求を行い、当初予定されていた出張が後日に延期されたにもかかわらず、変更ないし取下げをせず、後日の出張も旅費請求を行い、二重に旅費請求を行った。（カラ出張）

教員は非常勤講師に対し、実習演習等の用務の実態がない日の出勤簿に押印するよう指示し、又は非常勤講師から印鑑の送付を受けた当該教授が出勤簿に押印し、非常勤講師の作業実態があったかのように装い、過大に給与並びに旅費を支給させ、給与に相当する金員を現金で自身に還流するよう指示し、非常勤講師から現金を受領した。（カラ給与及び還流行為）

不正の発生要因

カラ出張については、出張の事実が確認できる資料等により事実を確認して支払う制度ではあるものの、今回、証拠書類として提出された会議資料の中で意図的に出席者の改ざん等が行われていた。同様にカラ給与（非常勤講師の勤怠管理）についても、学生実習受入病院における実習時の勤務実態について、悪意をもって虚偽の勤怠報告が行われていた。

不正使用の具体事例②

【旅費・学会参加費の水増し請求、カラ出張、通信費の架空請求】

不正の手法

PDF の編集ソフトとWeb 上で発行される領収書のダウンロードフォームを利用して、領収書金額欄を改ざんしたり虚偽の請求を行ったりして差額分を不正に受給した。

不正の発生要因

当該教員においては研究費に対するコンプライアンス意識が十分でなかったことが、今回の不正発生の主な要因である。

なお、本事案は会計処理を欺く証憑書類(領収書及びクレジットカード利用明細書等)の偽造という不正行為が手法となっていた。

○研究機関における不正使用事案

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

4. 研究活動における不正行為の防止 に関する取組

不正行為の防止に関する取組

＜科研費における不正行為防止のための主な取組＞

科学研究費助成事業(科研費)の不正行為の防止のための取組等

(1)「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」を踏まえた研究機関の規程整備等の義務付け
(平成19年度～)

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた研究機関の規程整備等の義務づけ(平成27年度～)

(2)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく取組状況に係るチェックリスト」の提出を応募要件化(平成29年度公募分～)

(3)不正行為を行った者等へのペナルティーの導入

①. 応募資格を一定期間停止する措置の導入(平成19年度導入)

②. 不正行為が認定された研究者について、氏名を含む不正の概要を原則公表(平成26年度公募分～)

(4)不正行為防止のためのルールの周知

①. ハンドブック(研究者用、研究機関用)の作成、配布及び文部科学省及び日本学術振興会HPへの掲載

②. 説明会の開催

③. 科研費電子申請システムによる交付申請時等に、研究活動の公正性の確保等に関するチェックリストの確認を義務付け(平成26年度～)

④. 「機関使用ルール」に研究機関が研究倫理教育を実施することを規定(平成27年度)

⑤. 「研究者使用ルール」に研究機関が実施する研究倫理教育を受講しなければならない旨を規定(平成27年度)

⑥. 研究倫理教育の受講等を交付申請前までに行うことを交付申請要件化(平成28年度公募分～)

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン【概要】

～不正行為に対する研究者・科学コミュニティ、研究機関の責任の観点から～

【不正行為に関する基本的考え方】

- 研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、科学そのものに対する背信行為。**不正行為に対して厳しい姿勢で臨む必要。**
- 不正行為への対応は、まずは研究者自らの規律、及び科学コミュニティ、大学等の研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。
- 大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わる**ことにより、不正行為が起こりにくい環境がつけられるよう**対応の強化を図る**必要があるため、特に、組織としての責任体制の確立による**管理責任の明確化、不正行為を事前に防止する取組**を推進。

研究者・科学コミュニティの責任

【研究活動】

- 観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイデア等に基づき新たな知見を創造
- 研究活動によって得られた成果を客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティへの公開

【研究者の責任】

- 責任ある研究の実施**
 - ・研究活動の本質を理解し、それに基づく**作法や研究者倫理を身に付ける**
 - ・共同研究における個々の研究者間の役割分担・責任の明確化
 - ・**研究データの適正な記録保存や厳正な取扱いの徹底**
- 特定不正行為の疑惑を晴らそうとする場合、自己の責任において、科学的根拠を示して説明

【科学コミュニティの責任】

- 各研究者から公表された研究成果を厳正に吟味し、評価することを通じて、**品質管理を徹底**
- 不正行為の範囲・定義**について、各研究分野の状況等を踏まえ、学協会等の倫理規程や行動規範、学術誌の投稿規程等で**明確化**し、当該不正行為が発覚した場合の**対応方針を提示**

違反に係る研究者に対する措置

- 競争的資金等の返還、申請制限**
(競争的資金等のみならず、運営費交付金等の基盤的経費により行われた研究活動の特定不正行為も対象とする)
- 所属研究機関の組織内部規程に基づく処分

大学等の研究機関の責任

【組織としての責任体制の確立】

- 管理責任の明確化と不正行為を事前に防止する取組**の推進
 - ・不正行為疑惑の調査手続きや方法等に関する**規程・体制の整備・公表**
 - ・実効的な取組推進(研究者間の役割分担・責任の明確化、代表研究者による研究成果確認、若手研究者へのメンター配置等を組織的に取組む)

【不正の事前防止に関する取組】

- 不正行為を抑止する環境整備
 - ・**研究倫理教育の実施**
 - ✓大学: 学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底。学生への研究倫理教育を実施。
 - ✓大学等の研究機関: 研究倫理教育責任者の配置。広く研究活動にかかわる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施。
 - ✓配分機関: 競争的資金等により行われる研究活動に参画する全ての研究者に研究倫理教育に関するプログラムを履修させ、研究倫理教育の受講を確実に確認。
 - ・**一定期間の研究データの保存・開示の義務付け**

【不正事案への対応】

- 特定不正行為(捏造、改ざん、盗用)の告発受付、事案調査、調査結果の公開
 - ・**調査への第三者的視点の導入**(外部有識者半数以上。利害関係者排除)
 - ・各研究機関における調査期間の目安の設定
 - ・調査の公正性等に関する不服申立ては調査委員を交代・追加等して審査

違反に係る研究機関に対する措置

- 間接経費の削減**
 - ・体制不備が認められた研究機関に「管理条件」を付し、その後、履行が認められない場合
 - ・正当な理由なく調査が遅れた場合

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 概要(1)

背景

○文部科学省では、これまで「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月 科学技術・学術審議会 研究活動の不正行為に関する特別委員会)を踏まえて、大学等の研究機関に対して必要な対応を実施。

○しかしながら、研究活動における不正行為の事案が後を絶たないことから、「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」のとりまとめ(平成25年9月)、及び「「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議」の審議のまとめ(平成26年2月)等を踏まえ、ガイドラインを見直し。

見直しの基本的方向

- ◆ **文部科学大臣決定として、新たなガイドラインを策定。**
- ◆ **従来、研究活動における不正行為への対応が研究者個人の責任に委ねられている側面が強かったことを踏まえ、今後は、大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、対応を強化**

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 概要(2)

新ガイドライン

第1節 研究活動の不正行為に関する基本的考え方

【不正行為に対する基本姿勢】

- 研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、科学そのものに対する背信行為。個々の研究者はもとより、大学等の研究機関は、不正行為に対して厳しい姿勢で臨む必要。

【研究者、科学コミュニティ等の自律・自己規律】

- 不正に対する対応は、まずは研究者自らの規律、及び科学コミュニティ、大学等の研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。

【大学等の研究機関の管理責任】

- 上記に加えて、大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、不正行為が起こりにくい環境がつけられるよう対応の強化を図る必要。特に、組織としての責任体制の確立による管理責任の明確化、不正行為を事前に防止する取組を推進。
 - ◆共同研究における個々の研究者等の役割分担・責任の明確化
 - ◆複数の研究者による研究活動の全容を把握する立場の代表研究者が研究成果を適切に確認
 - ◆若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援助言（メンターの配置等）

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 概要(3)

第2節 不正行為の事前防止のための取組

【不正行為を抑止する環境整備】

1 研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上

- 大学等の研究機関：「研究倫理教育責任者」の配置など必要な体制整備を図り、広く研究活動にかかわる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施
- 大学：学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、学生に対する研究倫理教育の実施を推進
- 配分機関：競争的資金等により行われる研究活動に参画する全ての研究者に研究倫理教育に関するプログラムを履修させ、研究倫理教育の受講を確実に確認

2 大学等の研究機関における一定期間の研究データの保存・開示

【不正事案の一覧化公開】

- 不正行為が行われたと確認された事案について、文部科学省にて一覧化し、公開

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 概要(4)

第3節 研究活動における特定不正行為への対応 (組織の管理責任の明確化)

【違反の対象となる不正行為(特定不正行為)】

- 捏造、改ざん、盗用(注:従来どおり)

【大学等の研究機関、配分機関における規程・体制の整備及び公表】

- 研究活動における特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程等を整備し、公表
 - ◆不正行為に対応するための責任者の明確化、責任者の役割や責任の範囲を定めること
 - ◆告発者等の秘密保持の徹底、告発後の具体的な手続きの明確化
 - ◆特定不正行為の調査の実施などについて、文部科学省等への報告義務化

【特定不正行為の告発の受付、事案の調査】

- 特定不正行為の告発の受付から、事案の調査(予備調査、本調査、認定、不服申立て、調査結果の公表等)までの手続き・方法
 - ◆告発・相談窓口の設置・周知 ※告発・相談窓口の第三者への業務委託も可能
 - ◆大学等の研究機関における調査期間の目安・上限の設定
 - ◆調査委員会に外部有識者を半数以上入れること(利害関係者の排除についても規定)
 - ◆調査委員会が必要と認める場合、調査委員会の指導・監督のもと再現実験の機会を確保
 - ◆調査の専門性に関する不服申立ては、調査委員を交代・追加等して審査

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 概要(5)

第4節 特定不正行為及び管理責任に対する措置

【特定不正行為に対する研究者、大学等の研究機関への措置】

- 特定不正行為に係る競争的資金等の返還（※）
- 競争的資金等への申請及び参加資格の制限（※）

（※競争的資金等のみならず、運営費交付金等の基盤的経費により行われた研究活動の不正行為も対象とする。）

【組織としての管理責任に対する大学等の研究機関への措置】

1 組織としての責任体制の確保

- 研究活動における不正行為への対応体制の整備等に不備があることが確認された場合、文部科学省が「管理条件」を付与
- 管理条件の履行が認められない場合、機関に対する「間接経費」を削減等の措置

2 迅速な調査の確保

- 正当な理由なく特定不正行為に係る調査が遅れた場合、「間接経費」の削減措置

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 概要(6)

第5節 文部科学省による調査と支援

【研究活動における不正行為への継続的な対応】

- 文部科学省に有識者による検討の場を設け、フォローアップ等を継続的に実施

【履行状況調査の実施】

- 大学等の研究機関に対し、本ガイドラインを踏まえた履行状況調査を実施し公表

【研究倫理教育に関するプログラムの開発推進】

- 文部科学省は、日本学術会議や配分機関と連携し、研究倫理教育に関する標準的なプログラムや教材の作成を推進

【大学等の研究機関における調査体制への支援】

- 大学等の研究機関において十分な調査を行える体制にない場合は、日本学術会議や配分機関と連携し、専門家の選定・派遣等を支援

適用時期

- 平成27年4月1日から適用し、間接経費措置額の削減等の措置は、平成27年度当初予算以降(継続を含む。)における文部科学省の予算の配分又は措置により行われる全ての研究活動を対象とする。

○交付しない期間の扱いについて

【不正行為】

不正行為への関与に係る分類		学術的・社会的影響度 行為の悪質程度	制限期間	
不正行為に 関与した者	ア) 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	イ) 不正行為があつた研究に係る論文等の著者 (上記「ア」を除く)	当該論文等の責任著者(監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)	当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質程度が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質程度が小さいと判断されるもの	3～5年
		当該論文等の責任著者以外の者	/	2～3年
	ウ) 不正行為があつた研究に係る論文等の著者ではない者 (上記「ア」を除く)		/	2～3年
不正行為に関与していないものの、不正行為があつた研究に係る論文等の責任著者(監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)		当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質程度が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質程度が小さいと判断されるもの	1～2年	

※論文の取り下げがあつた場合など、個別に考慮すべき事情がある場合には、事情に応じて適宜期間を軽減することができるものとする。

(出典:独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業(科学研究費補助金)取扱要領第5条第1項第5号及び独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)取扱要領第5条第1項第5号に定める期間の扱いについて)

研究活動における不正行為の具体事例①

【改ざん、盗用】

不正事案の概要

地図上に震源と断層の位置等を示した図(A)、及びAの震源・断層等に対応する地下断面での震源分布と断層の推定値を示す図(B)において、Aの東西方向と南北方向で同じ距離でも長さが一致していない、AとBで同じ位置とされているデータ取扱い範囲が対応しておらず、断層の数の不一致などが認められた。ほかにも不正確な図や多数の誤り、一部の図の出典が適切に記載されていないことが確認され、論文の結論を導く上で重要な役割を果たしている図に係るものであった。

これらのことを勘案すると、当該図に認められる多数の誤りは、論文作成段階、査読段階、及び、論文公表後の指摘事項への責任著者である当該教員の対応が、研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったものである。

不正事案の発生要因

論文作成と投稿後の査読コメントへの対応のための改訂作業が責任著者である当該教員の独断で進められたために、共著者間で査読コメントを共有できず、多数の誤りを修正する機会を失ったのみならず、盗用、改ざんを抑止することができなかったもの。

研究活動における不正行為の具体事例②

【改ざん】

不正事案の概要

教員が関わる論文を調査し、生データと論文データとを照合した結果、多数の相違があり、有意性の高いものに生データを改ざんして作り直していた。また、教員の上司にあたる教授は、いずれの実験に対しても、教員が提示したデータ解析済みの図・表だけのチェックにとどまり、生データを確認することもなかった。直接不正行為に関与はしていないが、改ざんが認定されたすべての論文の責任著者でありながら、責任著者としての注意義務を怠った。

不正事案の発生要因

研究室内の研究者で共同研究が行われていたにもかかわらず、研究室内又は共同研究者間におけるチェック体制が機能していなかった。

具体的には、1)当該研究室では、定期的にラボミーティングが行われ、実験計画、実験結果について検証・議論が行われていたが、実験結果についての議論は、結果から作成された図表に基づいてのみ行われ、生データや実験ノートの確認は行われていなかった。2)論文作成に際しても、論文内容について、実験ノートや生データを基に最終確認が行われていなかった。これらのことが、教員によるデータの改ざん行為を可能にするとともに、常態化することを助長した。

○文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動において不正行為が認定された事案(一覧)

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360484.htm

5. 科学研究費助成事業実地検査の結果 について

令和元年度科研費実地検査の結果

(1) 科学研究費助成事業実地検査の目的

- 研究機関における科研費の機関管理の実態及び不正防止への取組状況を把握し、必要に応じて指導・助言を行うことにより、**研究機関に対して科研費を管理する機関として必要な体制の整備を求める。**
- 研究機関の**科研費担当者の科研費の適正管理に対する意識向上**を図る。
- 実地検査結果の分析や、研究機関との科研費制度に関する意見交換の実施により、**科研費制度改善の一助**とする。

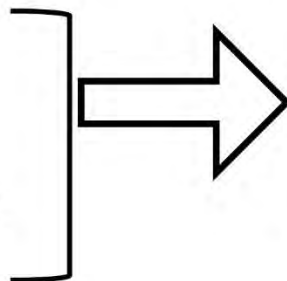
(2) 令和元年度の実施研究機関数

○60研究機関

- 国立大学…14機関
- 公立大学… 9機関
- 私立大学…21機関
- 高等専門学校…5機関
- 独立行政法人・大学共同利用機関…8機関
- その他(公益法人、民間研究機関等)…3機関

(3) 主な検査事項

- 科研費の応募資格等に関する事項
- 科研費の事務手続等に関する事項
- 科研費の執行管理に関する事項
- 研究機関における不正を防止するための体制等に関する事項



※実地検査の結果は文書で通知。

※特に、「法令、科研費に係る規程等、ガイドラインに抵触している疑いがあるなど**早急に改善すべき**」指摘は、**期限を切って改善状況について報告を求めます。**

6. 研究倫理教育プログラムについて

科研費の研究活動に参画する研究者は、以下の①または②の受講等が必須。

① 次のような研究倫理教育に関する教材の
通読・履修

- **Green Book**
- eL CoRE
- APRIN eラーニングプログラム
(eAPRIN(旧 CITI Japan)) 等

② 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえて研究機関が実施する研究倫理教育の受講

科研費における研究倫理教育プログラムの受講等(2)

1. 令和3年度新規研究課題に参画する研究代表者、研究分担者

令和3年度科学研究費助成事業の新規研究課題に参画する研究代表者、研究分担者は、交付申請前までに、研究倫理教育の受講等をあらかじめ行っておくことが必要です。

なお、過去に研究倫理教育の受講等をしている場合や、他の研究機関で研究倫理教育の受講等をした後に異動をした場合などには、所属する研究機関に研究倫理教育の受講等についてよく確認をしてください。

2. 令和3年度に継続が予定されている研究課題の研究代表者、研究分担者

研究倫理教育の受講等については、所属する研究機関によく確認をしてください。

ただし、令和3年度科学研究費助成事業で新たに研究分担者を追加する場合、研究代表者は、当該研究分担者が研究倫理教育の受講等を行ったか確認する必要があります。

その際、研究分担者は、交付申請前まで(交付決定後においては、研究代表者が日本学術振興会に研究分担者の変更承認申請を行う前まで)に、研究倫理教育の受講等を行う必要があり、受講した旨を研究代表者に報告してください。

1. 2020年度科学研究費助成事業 制度等説明会＜第1部＞（研究費の不正使用、研究活動における不正行為の防止について等）への参加

〔対象者〕

専任教員ならびに研究活動および研究費の管理・運営に関わる事務職員

〔日時・場所〕

2020年9月29日（火）～ 10月2日（金）

（Google Classroomによる資料の確認）

2. 在学生を対象とした研究倫理教育等の実施

〔対象者1〕 2020年度大学院入学生

〔内 容〕 「大学院生の研究倫理についての説明会」（2020年度秋 Semester 実施予定）

〔対象者2〕 2020年度大学入学生

〔内 容〕 全学基本科目「学びの技法Ⅰ」における「出典の表記と文献リスト」等に関する授業（2020年度春 Semester）

〔対象者3〕 2020年度短期大学入学生

〔内 容〕 教養科目「心の充実」における「教室外の学習（学習作法 2）」等に関する授業（2020年度春 Semester）

※上記以外の研究倫理教育プログラムについては詳細が決まり次第お知らせします。

7. 研究費の不正使用、研究活動における不正行為に関する相談窓口

研究費の不正使用、研究活動における不正行為に関する相談窓口

【科研費の不正使用、研究活動における不正行為に関する相談窓口】

○文部科学省交付分

文部科学省研究振興局学術研究助成課企画室指導係

・直通電話：03-6734-4095 ・Fax：03-6734-4093

○日本学術振興会交付分

(独)日本学術振興会研究事業部研究倫理推進室管理調査係

・直通電話：03-3263-1698 ・Fax：03-3263-1716

【研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく体制整備等に関する相談窓口】

文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室

・直通電話：03-6734-4014 ・E-mail：kenkyuhi@mext.go.jp

競争的資金調整室では、各機関のガイドラインに基づく体制整備等全般に関する相談を実施しています。

各機関において、体制整備、関係規程の制定・見直しに関する検討等に際してご質問・ご相談がある場合は、お問合せください。

【研究活動における不正行為に関する相談窓口】

文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室

・直通電話：03-6734-3874 ・E-mail：kiban@mext.go.jp

研究公正推進室では、研究活動の不正行為への対応のガイドラインを示し、各機関における体制等の整備や厳正な運用を求めているところです。これに関し、一般的なご質問・ご相談がある場合は、お問合せください。

【研究に関する不正の告発受付窓口】

○文部科学省 研究振興局振興企画課競争的資金調整室

・直通電話：03-6734-4018 ・E-mail：chosei-k@mext.go.jp

○日本学術振興会 総務企画部企画情報課

・直通電話：03-3263-1803 ・E-mail：meyasubako@jstps.go.jp

本学の研究費の不正使用および研究活動における不正行為に関する通報窓口 研究費の運営・管理および研究活動に関する相談窓口

【通報・相談窓口】

常磐大学・常磐短期大学 学事センター 研究教育支援係

〒310-8585 茨城県水戸市見和1-430-1

TEL: 029-232-2541 (直通)、FAX: 029-232-2955、E-mail: kenkyu※tokiwa.ac.jp (※は@に置き換えてください)

【受付時間】

8:30-17:30 (日曜日、土曜日、祝日、本学所定の休日を除く。)

【通報方法】

通報(相談)用フォーマットに必要事項を記入の上、書面、電話、FAX、電子メール、面談により通報(相談)願います。

研究費の不正使用および研究活動における不正行為に関する通報を受け付けます。

【対象】

- ・預け金、プール金(カラ出張、カラ謝金)、書類の書換え等により不正に研究費を使用すること。
- ・関係法令、配分機関の定め、学内関係規程等に違反して研究費を使用すること。
- ・論文等における研究データのねつ造、改ざん、盗用などの行為。
- ・その他、研究費の不正使用または研究活動における不正行為に該当すると思われるもの。

【留意事項】

- ・通報された情報は、必要な調査を行うためだけに使用し、それ以外の目的に使用したり、公開したりすることはありません。また、通報者は、通報をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けることはありません。
- ・通報された情報に関し、より詳細な情報、調査への協力を求める場合があります。
- ・調査の結果、悪意(被通報者を陥れるため、あるいは被通報者が行う研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの損害を与えることや被通報者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。)に基づく通報を行ったことが判明した場合は、通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることがあります。

研究費の運営・管理および研究活動に関する学内外からの相談を受け付けます。

【対象】

- ・研究費の運営・管理および研究活動に関すること。
- ・研究費の不正使用および研究活動における不正行為に関する通報または情報提供に関すること。

【留意事項】

- ・事例を整理・分析し、必要に応じて、コンプライアンス教育等において周知する等により学内で共有させていただきます。
- ・前項の分析結果は、必要に応じて、モニタリング結果等とともに基本方針及び内部規程等の見直しに活用させていただきます。
- ・相談内容によっては、通報事案として受け付けることがあります。